

管理番号

発行日

年 月 日

大分市長 足立 信也

令和7年度大分市定額減税補足給付金（不足額給付）の支給のお知らせ

不足額給付とは、令和6年度に支給した当初調整給付金※の算定に際し、速やかな支給を目的に令和6年分所得の確定を待たずに、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足額を支給するものです。

※当初調整給付金とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年分所得税及び令和6年度住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

本給付金は当初調整給付金又は令和5年度、6年度の低所得世帯向け給付金を支給した下記口座へ振り込みます。

支給予定日	令和7年8月29日
支給予定口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 ****123
支給予定額	〇〇〇円

※口座の状態（氏名変更や解約等）によっては、振込ができないことがございます。

口座の名前と番号を確認してください。
合っている時は何もなくて良いです。
8月29日にお金が振り込まれます。

不足額給付の支給額及び算出式

※令和7年6月2日（基準日）時点で入手可能な令和6年所得
基準日の翌日以後に、税額変更があった場合等による再算出

令和7年の所要額	令和6年分所得税分の控除不足額(①) (※)	+	令和6年度住民税所得割分の控除不足額(②)	=	控除不足額計(所要額)(③) (①+②)
	_____円		_____円		_____円
(※) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。					
支給額	令和7年の所要額(④) (③を1万円単位に切り上げ)	-	当初調整給付金支給額(令和6年) (※)	=	不足額給付支給額
	_____円		_____円		_____円
(※) 当初調整給付金の受給辞退等があった場合は、「支給所要額」を記載しています。					

次の人は2025年8月21日(木曜日)までにコールセンターに連絡してください。

- 【お金がもらえます】
●銀行の口座を変えたい人
- 【お金がもらえません】
●お金がいない人

大分市 定額減税補足給付金 不足額給付 コールセンター
電話番号:097-529-5902
受付時間:平日 午前9時～午後5時

お問い合わせ

令和7年度大分市定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター
☎ 097-529-5902 受付時間：平日 9：00～17：00